

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検 定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別表第 1のとおりとする。</p> <p>2 (1)~(4) (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、年度における在学期 間が12月に満たない者の授業料は、当該授業料の 年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1 月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を 乗じて得た額とする。</p>	<p>第2条</p> <p>2 (1)~(4) (同 左)</p> <p>3</p> <p>4 通則第36条第7項の規定により、標準修業年限 を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履 修することを許可された者(以下「長期履修学生」 という。)から徴収する授業料の年額は、第1項の規 定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標 準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、当該 長期履修学生として在学する期間(以下「長期在学 期間」という。)の年数で除した額(その額に10円 未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と する。</p> <p>5 前項の場合において、修士課程、博士後期課程、 一貫性博士課程、医学研究科及び薬学研究科の博士 課程又は専門職学位課程に入学以後に長期履修学生 となる者については、前項の規定中「同項に規定す る授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗 じて得た額」とあるのは「同項に規定する授業料の 年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額 から当該者の長期履修開始前の期間に係る授業料の 総額を控除した額」と、「当該長期履修学生として在 学する期間」とあるのは「当該長期履修学生として 在学する期間から当該者が長期履修開始前に在学し た期間を控除した期間」と読み替えて同項の規定を 適用するものとする。</p> <p>6 第4項又は前項の規定により授業料を定められて いる者が、長期履修の期間を変更することを認めら れた場合は、当該者の期間変更後の長期在学期間 における授業料の年額は、第1項に規定する授業料の 年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額 から当該者の期間変更前の期間に係る授業料の総額 を控除した額を、当該期間変更後の長期在学期間 から当該者が当該期間変更前に在学した期間を控除 した期間の年数で除した額(その額に10円未満の端 数があるときは、これを切り上げた額)とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1期及び第2期の2期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、第1期にあつては4月、第2期にあつては10月に徴収するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>前条第3項</u>の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第1期及び第2期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び10月に徴収し、当該年度における在学期間が第1期又は第2期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。</p> <p>4 (略) (後 略)</p>	<p>7 第3項の規定は、長期履修学生の場合に準用する。</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;">} (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>前条第3項(前条第7項において準用する場合を含む。)</u>の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第1期及び第2期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び10月に徴収し、当該年度における在学期間が第1期又は第2期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。</p> <p>4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>